

由良川流域懇談会規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「由良川流域懇談会」（以下「懇談会」という。）と称す。

（設置目的）

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を目的として近畿地方整備局長が設置する。

- 一 懇談会は、「由良川水系河川整備計画」に基づく、由良川の河川整備を推進するにあたり、「人と川との関わり方」「川づくりのあり方」などにつき、流域住民、関係自治体など流域との連携交流を図るための、意見交換会・討論会などを実施する。
- 二 懇談会は、「河川法」（昭和39年法律第167号）にもとづき「由良川水系河川整備計画」の変更案の作成に際して意見を述べる他、事業の進捗に関して点検を行うものとする。

（組織等）

第3条 懇談会の委員は、由良川に関し学識経験などを有する者のうちから、近畿地方整備局長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

3 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、懇談会の委員として追加するよう近畿地方整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は、他の委員と同じとする。

（座長）

第4条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総括し、懇談会を代表する。

3 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第 5 条 懇談会は、座長の指示により事務局が招集する。

- 2 懇談会は、第 2 条第二号に規定する審議等を行う場合には、委員総数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
- 3 懇談会は、出席委員の過半数をもって意志決定を行う。(同数の場合は座長の裁量に委ねる。)なお、少数意見については懇談会が必要と認めるものはこれを付す。
- 4 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、座長の許可を得たとき、説明や意見の表明ができる。
- 5 懇談会は、必要に応じて専門的な知識を有する者の意見を聴く(書面を含む)事ができる。

(情報公開)

第 6 条 懇談会及び懇談会の審議に関する情報は原則公開とし、情報公開の方法については懇談会でこれを定める。

- 2 懇談会の事務局は、前項で定められた内容について必要な措置を講ずる。

(事務局)

第 7 条 懇談会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所に置き、懇談会の庶務を処理する。

(規約の改正)

第 8 条 本規約の改正は、委員総数の 3 分の 2 以上の同意を得てこれを行う。

(その他)

第 9 条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成 16 年 3 月 23 日から施行する。

この規約は、平成 20 年 12 月 19 日 改正。

この規約は、平成 24 年 月 日 改正。

由良川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、「由良川流域懇談会」(以下「懇談会」という。)と称す。

(設置目的)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を目的として近畿地方整備局長が設置する。

- 一 懇談会は、「由良川水系河川整備計画」に基づく、由良川の河川整備を推進するにあたり、「人と川との関わり方」「川づくりのあり方」などにつき、流域住民、関係自治体など流域との連携交流を図るための、意見交換会・討論会などを実施する。
- 二 懇談会は、「河川法」(昭和39年法律第167号)にもとづく「由良川水系河川整備計画」(変更)【原案】について意見を述べたり点検を行うほか、「行政機関の行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)にもとづく再評価や事後評価について「近畿地方整備局事業評価監視委員会」に代えて審議を行う。

(組織等)

第3条 懇談会の委員は、由良川に関し学識経験などを有する者のうちから、近畿地方整備局長が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 懇談会は、必要と認める場合には、具体的候補者を選定のうえ、懇談会の委員として追加するよう近畿地方整備局長に要請することができる。なお、追加された委員の任期は、他の委員と同じとする。

(座長)

第4条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、会務を総括し、懇談会を代表する。
- 3 座長に事故がある時は、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(運営)

第5条 懇談会は、座長の指示により事務局が招集する。

- 2 懇談会は、第2条第二号に規定する審議等を行う場合には、委員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。
- 3 懇談会は、出席委員の過半数をもって意志決定を行う。(同数の場合は座長の裁量に委ねる。)なお、少数意見については懇談会が必要と認めるものはこれを付す。
- 4 河川管理者は、委員から意見を求められたとき、座長の許可を得たとき、説明や意見の表明ができる。
- 5 懇談会は、必要に応じて専門的な知識を有する者の意見を聴く(書面を含む)事ができる。

(情報公開)

第6条 懇談会及び懇談会の審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については懇談会でこれを定める。

2 懇談会の事務局は、前項で定められた内容について必要な措置を講ずる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局福知山河川国道事務所に置き、懇談会の庶務を処理する。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得てこれを行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成16年3月23日から施行する。

この規約は、平成20年12月19日 改正。

由良川流域懇談会規約 新旧対照表（案）

現 行	改 正 後（案）	改 正 理 由
<p>（設置目的） 第2条 懇談会は、次に掲げる事項を目的として近畿地方整備局長が設置する。 一 （略） 二 懇談会は、「河川法」（昭和39年法律第167号）にもとづく「由良川水系河川整備計画」（変更）【原案】について意見を述べたり点検を行うほか、「行政機関の行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）にもとづく再評価や事後評価について「近畿地方整備局事業評価監視委員会」に代えて審議を行う。</p> <p>（施行期日） この規約は、平成16年3月23日から施行する。 この規約は、平成20年12月19日改正。</p>	<p>（設置目的） 第2条 懇談会は、次に掲げる事項を目的として近畿地方整備局長が設置する。 一 （略） 二 懇談会は、「河川法」（昭和39年法律第167号）にもとづく「由良川水系河川整備計画」の変更案の作成に際して意見を述べる他、事業の進捗に関して点検を行うものとする。</p> <p>（施行期日） この規約は、平成16年3月23日から施行する。 この規約は、平成20年12月19日改正。 この規約は、平成24年 月 日改正。</p>	<p>事業再評価手法の変更 実施要領改訂により頻度¹、意見聴取の方法²及び時期³等が変更となったため、今後も本会で再評価を行うことは困難と史料。</p> <p>1 5年に1回から3年に1回 2 都道府県の意見聴取などを行うように変更。 3 ダムは概算要求書の財務省提出時まで。その他は該当年度内。</p> <p>ダム事業とのバランス ダム事業においては、複数の委員会が重複して審議することで生じる不整合を回避し、審議の一貫性を確保するため、近畿地方整備局事業評価監視委員会において再評価の審議を行うこととした。 ダム事業を実施していない水系においても、これに倣い、同様の取扱いとすることとした。</p> <p>変更河川整備計画の位置付け 今後も本会における審議を経て変更を行った場合は、これを再評価の手続きが行われたものとして位置付けることに変わりはない。</p>